

令和6年11月

岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和6年11月26日

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第 1 号

令和 6 年 11 月 26 日（火）

- | | | |
|------|-----------------------|---|
| 第 1 | 議席の指定 | |
| 第 2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 3 | 会期の決定 | |
| 第 4 | 岩手県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙 | |
| 第 5 | 報告第 1 号 | 岩手県後期高齢者医療広域連合債権管理条例に基づく債権の放棄について |
| 第 6 | 認定第 1 号 | 令和 5 年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 7 | 認定第 2 号 | 令和 5 年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 8 | 議案第 8 号 | 岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 9 | 議案第 9 号 | 東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 第 10 | 議案第 10 号 | 岩手県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画の一部改定について |
| 第 11 | 議案第 11 号 | 令和 6 年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号） |
| 第 12 | 議案第 12 号 | 令和 6 年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |

本日の会議に付した事件

上記日程のとおり

出席議員（31名）

1番 城内 仲悦 君
3番 佐藤 現 君
5番 小島 直也 君
7番 鈴木 努 君
9番 齊藤 正明 君
11番 荒川 栄悦 君
13番 佐々木 一義 君
15番 佐藤 澄子 君
17番 山田 陽子 君
19番 今野 裕文 君
22番 佐々木 慶一 君
24番 朽木 元治郎 君
26番 土川 昭悦 君
29番 関 清貴 君
31番 根水 康博 君
33番 中村 勝明 君

2番 出堀 満則 君
4番 小原 享子 君
6番 滝田 松男 君
8番 渡辺 義光 君
10番 中村 正志 君
12番 永澤 由利 君
14番 磯崎 翔太 君
16番 西田 征洋 君
18番 久保 えみ子 君
20番 真嶋 実 君
23番 姉帯 春治 君
25番 下館 岩吉 君
28番 升沢 博子 君
30番 林崎 竟次郎 君
32番 村松 信一 君

欠席議員（2名）

21番 神田 謙一 君

27番 高橋 寛寿 君

説明のため出席した者

広域連合長 山本 正徳 君

副広域連合長 鈴木 重男 君

代表監査委員 高橋 宏弥 君

事務局長 伊藤 亨 君

次長兼
総務課長兼
会計管理者 鎌田 伸二 君

業務課長 金田 仁 君

職務のため出席した者

議会書記長 鎌田伸二君 議会書記 木庭大介君
議会書記 佐藤秀晃君

開会 午後 1時45分

◎開会及び開議の宣告

○副議長（中村勝明君） これより令和6年11月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は31名であります。

欠席の通告は、神田謙一議員、高橋寛寿議員、欠席は2名であります。

地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

◎諸般の報告

○副議長（中村勝明君） 最初に、諸般の報告をいたします。

広域連合長から専決処分の報告が1件、監査委員から例月出納検査の検査報告9件があります。

お手元に資料を配付しておりますので、ご了承願います。

◎議席の指定

○副議長（中村勝明君） これより本日の議事日程に入ります。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

日程第1、議席の指定を行います。

新たに広域連合議会議員に5名の方が選出されましたことに伴い、議席を指定いたします。
その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

鎌田書記長。

- 議会書記長（鎌田伸二君） 議席番号3番 佐藤現議員、4番 小原享子議員、6番 滝田松男議員、24番 朽木元治郎議員、28番 升沢博子議員、以上でございます。
-

◎会議録署名議員の指名

- 副議長（中村勝明君） 日程第2、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名議員は、25番 下館岩吉議員、26番 土川昭悦議員の2名を指名いたします。

◎会期の決定

- 副議長（中村勝明君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

- 副議長（中村勝明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎岩手県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙

- 副議長（中村勝明君） 日程第4、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりた

いと思います。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○副議長（中村勝明君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によると決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長の職務を行う私が指名することとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○副議長（中村勝明君） ご異議なしと認めます。

よって、私が指名することに決しました。

議長には佐々木一義議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました佐々木一義議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○副議長（中村勝明君） ご異議なしと認めます。

よって、佐々木一義議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました佐々木一義議員が議場におられますので、本席から告知いたします。

ただいま告知をしました佐々木一義議員からご挨拶があります。

○議長（佐々木一義君） こんにちは。ただいま議員各位のご推挙により議長に就任いたしました陸前高田市の佐々木一義でございます。

後期高齢者医療制度を的確に運営するために、議会の果たすべき機能を十分に発揮できるよう、公正かつ円滑な議事運営に努めてまいります。その所存でございます。

議員各位の一層のご支援とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

就任のご挨拶といたします。どうぞよろしく申し上げます。

○副議長（中村勝明君） 以上で、私の職務を終わらせていただきます。

ご協力本当にありがとうございました。

それでは佐々木一義議員、議長席にお着き願います。

◎報告第1号の説明、質疑

○議長（佐々木一義君） 日程第5、報告第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合債権管理条例に基づく債権の放棄について」を議題といたします。

当局から説明を求めます。

伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤 亨君） お手元に配付しております議案書の1ページをお開き願います。

報告第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合債権管理条例に基づく債権の放棄について」ご報告申し上げます。

昨年11月に制定した岩手県後期高齢者医療広域連合債権管理条例第13条第1項の規定に基づき債権の放棄を行ったことから、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

報告する事項については、条例施行規則第4条第1項において、放棄した債権の名称、放棄した債権の件数及び金額、放棄の事由、その他広域連合長が必要と認める事項と規定しております。

令和5年度においては、療養給付費等返納金13件、108万4,653円の債権を放棄しました。債権の発生理由は、遡及して所得の修正申告等を行ったことに伴う負担割合の変更が6件、自己負担上限額の変更が4件、このほか県外転出による資格喪失が3件となっております。

これらの債権の時効起算日は、平成21年7月23日から平成25年10月17日までであり、時効期間である10年が既に経過しており、回収が見込めないと判断したものであります。

なお、債権を放棄した期日は、令和6年3月31日でございます。

このたびの債権の放棄は、徴収不能となっていた債権の整理を図ったものであり、他の債権については、訪問催告の回数を増やすなど、債権の回収に努めているものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（佐々木一義君） ただいまの報告に対し質疑の方はありますか。

1番、城内議員。

○1番（城内仲悦君） 新しい条例に基づいて、最初の不納欠損による債権放棄なわけですが、けれども、放棄した後、まだ回収しなきゃない分があるというような、今、説明あったけれども、何件まだ回収する予定金額がどうなっているかお知らせ願います。

○議長（佐々木一義君） 当局、答弁。

金田業務課長。

○業務課長（金田 仁君） お答えいたします。

令和5年度末の債権でございますが、債権放棄をした後に残っているものが1,595万5,751円でございます。この内訳でございますが、第三者行為による損害賠償請求が7件、479万3,589円、医療機関等診療報酬の不正利得が3件、584万8,809円。最後でございますが、被保険者保険給付の不当利得が54件、531万3,353円となっております。これは5年度末で押さえた金額でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木一義君） 1番、城内議員。

○1番（城内仲悦君） そういう見通しと申しますか、どのような見通しをお持ちなのか。さらに10年経過して、時効発生となっていくのか、債権回収の努力なり目標について、どのように考えますか。

○議長（佐々木一義君） 金田業務課長。

○業務課長（金田 仁君） ただいま、抱えているというか、現在保有している債権の部分につきましてですが、やはり債務者の生活状況ですとかそういったものを家庭訪問ですとか、実際に現地に赴きまして、お話をお伺いしながら、そういう判断をするというようなところで、実際に現地に赴いて確認をしていくというようなことをしながら、債務を解消できるものにつきましてはそうしたいと思っておりますし、ちょっとこれは難しいというふうな判断もその際にしたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐々木一義君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木一義君） これをもちまして、質疑を終わります。

報告第1号を終わります。

◎認定第1号及び認定第2号の一括上程、説明、質疑、意見、採決

○議長（佐々木一義君） 日程第6、認定第1号「令和5年度岩手県後期高齢者医療広域連合

一般会計歳入歳出決算の認定について」及び日程第7、認定第2号「令和5年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤 亨君） 議案書の2ページ、3ページをお開き願います。

認定第1号「令和5年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び認定第2号「令和5年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の2件は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定をいただくため、提出するものであります。

概要についてご説明申し上げます。

別冊の令和5年度岩手県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書をご覧いただきたいと存じます。

初めに、認定第1号「令和5年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算について」ご説明申し上げます。

決算書の2ページ、3ページをお開き願います。

歳入につきましては、歳入合計の予算現額2億390万4,000円に対しまして、収入済額は2億394万2,887円で、予算額に対する収入済額の比率は100.02%でございます。

次に、4ページ、5ページをお開き願います。

歳出につきましては、歳出合計の予算現額2億390万4,000円に対しまして、支出済額は1億9,606万7,945円で、執行率は96.16%、不用額は783万6,055円となっております。

5ページの表の下をご覧願います。

令和5年度一般会計歳入歳出決算における歳入歳出差引残額は787万4,942円となり、これを令和6年度へ繰り越すこととしているものでございます。

続きまして、認定第2号「令和5年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計の決算について」ご説明申し上げます。

決算書の18ページ、19ページをお開き願います。

歳入につきましては、歳入合計の予算現額1,661億8,367万5,000円に対しまして、収入済額は1,672億9,648万3,821円で、予算額に対する収入済額の比率は100.67%でございます。

不納欠損額は108万4,653円で、これは岩手県後期高齢者医療広域連合債権管理条例に基づく債権の放棄によるものです。なお、収入未済額が1,551万3,976円となっておりますが、第三者行為に係る損害賠償金のほか医療給付に係る返納金等でございます。

次に、20ページ、21ページをお開き願います。

歳出につきましては、歳出合計の予算現額1,661億8,367万5,000円に対しまして、支出済額は1,637億756万5,727円で、執行率は98.51%、不用額は24億7,610万9,273円となっております。

21ページの表の下をご覧ください。

令和5年度特別会計歳入歳出決算における歳入歳出差引残額は35億8,891万8,094円となり、これを令和6年度へ繰り越すこととなっております。

なお、決算の主な内容につきましては、会計管理者からご説明申し上げます。

○議長（佐々木一義君） 鎌田会計管理者。

○次長兼総務課長兼会計管理者（鎌田伸二君） それでは、認定第1号「令和5年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」の主な内容についてご説明をいたします。

決算書の6ページから15ページまでの事項別明細書に沿ってご説明をいたします。

6ページ、7ページをお開き願います。

歳入であります。第1款分担金及び負担金は、事務局運営に要する事務費や職員の人件費などに係る市町村の負担金であります。

第4款財産収入から8ページ、9ページの第8款諸収入までの内容につきましては、備考欄に記載のとおりであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

10ページ、11ページ。

第1款の議会費の内容につきましては、備考欄に記載のとおりであります。

第2款総務費の第1項総務管理費の内容につきましては、11ページと13ページの備考欄に記載してありますとおり、広域連合事務局の管理に要する事務経費のほか、派遣職員に係る人件費について、派遣元の市町への負担金や財政調整基金の積立金などがあります。

第4款予備費の支出はありません。

続いて、特別会計についてです。

22ページから47ページまでの事項別明細書に沿ってご説明をいたします。

22ページ、23ページをお開き願います。

歳入であります。第1款市町村支出金の第1項、第1目事務費負担金は、制度運営に要する事務費などの共通経費と歯科検診、歯科健康診査事務費などに係る市町村の負担金であります。

24ページ、25ページの第2目保険料等負担金の第2節、保険基盤安定負担金は、保険料の軽減措置に係る市町村の負担金であります。

26ページ、27ページ、第3目療養給付費負担金は、当該市町村に住所を有する被保険者が医療を受けた際の療養給付の費用に対して、その12分の1の額に相当する市町村の負担金であります。

26ページ下段から31ページ上段までの第2款国庫支出金の第1項国庫負担金は、療養給付に係る国の負担金であります。

第2項国庫補助金、第1目調整交付金は、被保険者の所得格差による広域連合間の財政の不均衡を是正するための普通調整交付金と災害その他の特別な事情を勘案して交付される特別調整交付金であります。

第2目保健事業補助金は、被保険者の健康診査の実施に対する補助金。

第4目特別高額医療費共同事業補助金は、国保中央会が実施する特別高額医療費共同事業への拠出に対する補助金。

第5目後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、東日本大震災に係る福島第一原発事故の被災者に対する一部負担金の免除や、保険料の減免措置などに対する補助金であります。

続いて、30ページ、31ページの中段の第3款県支出金です。

第1項県負担金は、療養給付に係る県の負担金であります。

第2項財政安定化基金支出金は、保険料率の改定に当たり、保険料の急激な上昇を抑制するため、県に設置された後期高齢者医療財政安定化基金からの交付金であります。

第4款支払基金交付金は、現役世代が加入する被用者保険などからの支援金として、療養給付費の約4割相当額が社会保険診療報酬支払基金から概算交付されたものであります。

第5款特別高額医療費共同事業交付金は、先ほど国庫補助金のところでご説明しました国保中央会が実施する特別高額医療費共同事業による交付金であります。

32ページ、33ページをお開き願います。

第8款繰入金は、保険料率の改定に当たり、保険料不足を補填するために必要となる額を基金から繰り入れたものであります。

34ページ、35ページ。

第11款諸収入、第3項第1目第三者納付金は、交通事故などの第三者行為に係る損害賠償金であります。

次に、歳出についてご説明をいたします。

36ページからでございます。

第1款総務費、第1項総務管理費の内容は備考欄に記載してあるとおりですが、主なものは、被保険者への各種通知のための郵送料、制度運営に係る各種業務委託料や電算処理システム機器の借上料などであります。

38ページの下段、第2款保険給付費は、被保険者が医療を受けた際の給付費用や自己負担が高額となった場合に支給される高額療養費の費用などであります。

このうち第1項療養諸費の第5目審査支払手数料は、診療報酬などの審査支払事務を岩手県国保連に委託している経費であります。

40ページに移りまして、第3項その他医療給付費の第1目葬祭費は、被保険者が亡くなられた場合に葬祭を行う方に対して3万円を支給したものであります。

次に、第3款県財政安定化基金拠出金は、岩手県が設置している後期高齢者医療財政安定化基金への拠出金で、国・県と同額を拠出しております。

続いて、42ページ、43ページでございます。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金は、著しく高額な医療費の発生による財政負担を緩和するために設けられた当該事業への拠出金であります。

先ほど歳入でご説明いたしましたが、この拠出金に充てられるため、国から補助金が交付されております。

第5款保健事業費の第1項第1目健康診査費は、被保険者の健康診査や歯科健診事業を実施した市町村に対する補助金であります。

また、第2目健康保持増進事業費は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に係る市町村への委託経費のほか人間ドックなどを実施した市町村に対する補助であります。

44ページ、45ページ。

第9款諸支出金は、市町村での保険料精算に伴い生じた保険料負担金の還付金あるいは令和4年度の療養給付費等の確定に伴い生じた国や県、市町村からの療養給付費負担金などの精算返還金であります。

第10款予備費の支出はありませんでした。

令和5年度一般会計及び特別会計決算についての説明は以上でございます。

なお、地方自治法第292条において準用する同法第233条第5項に基づく実質収支に関する調書、財産に関する調書、主要な施策の成果に関する報告書を提出しておりますので、あわせてご参照願います。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木一義君） 会計管理者からの説明が終わりました。

引き続き、監査委員からの決算審査の報告をお願いいたします。

代表監査委員。

○代表監査委員（高橋宏弥君） 地方自治法の規定に基づき、令和5年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について審査を実施し、広域連合長宛て、審査意見書を提出いたしましたので、その概要をご報告申し上げます。

審査の結果、各会計の決算書及び関係書類は、関係法令の定めるところにより適正に調製されており、また、決算書等の係数は関係書類と照合した結果、正確であると認められました。

予算の執行につきましては、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

今後も安定した医療保険制度の運営のため収支の見通しを的確に把握するとともに、保険料や国からの補助金等の歳入確保、収入未済額の縮減に努めるほか、適正受診や保険事業の推進による医療費の適正化を図るなど、市町村や関係機関との連携を図りながら、健全な財政運営を確保されるよう望むものであります。

以上、一般会計及び後期高齢者医療特別会計の決算審査意見の概要についてご報告申し上げますが、詳細につきましては、事前に配付しております審査意見書をご覧くださいと存じます。

以上です。

○議長（佐々木一義君） これより審議を行います。

初めに、認定第1号、一般会計歳入歳出決算に対する質疑に入ります。

質疑の際には、最初に質問する項目をお知らせいただくとともに、質問項目ごとに資料等の該当ページをお知らせいただきますようお願いいたします。

なお、会議規則第43条により、質疑は同一議題について2回を超えることができないとされておりますので、ご確認願います。

質疑はありませんか。

1番、城内議員。

○1番（城内仲悦君） 先ほど、職員体制の中でご説明あったんですが、会計年度任用職員が7名対応されるということが書かれていますけれども、この決算書では、どの部分での歳出となっているのか。特別会計で措置しているのか、一般会計で措置しているのか、どちらの会計になりますか。

○議長（佐々木一義君） 鎌田次長。

○次長兼総務課長兼会計管理者（鎌田伸二君） 会計年度任用職員の人件費関係の決算の状況でございます。

会計年度任用職員につきましては、現在7名任用してございまして、そのうち1名は一般会計、6名は特別会計から支出をしてございます。

決算書でいきますと、決算書の10ページ、11ページをご覧いただきたいと思います。

こちらが一般会計の歳出の決算でございます。中ほど、総務費、総務管理費、一般管理費の中の報酬の欄がございますが、ここの備考欄の一番下に主任行政専門員報酬、これが報酬分でございます。

また、1つ下、職員手当等、主任行政専門員期末手当、これが期末手当でございます。

続きまして、特別会計分の歳出でございます。

特別会計分につきましては、決算書の36ページ、37ページをご覧いただきたいと思えます。

こちらにも総務費、総務管理費、一般管理費、報酬のところに診療報酬明細書点検専門員、その下の事務補助員、それぞれ2名が会計年度任用職員でございます。さらにその下、職員手当等のところにそれぞれの期末手当分の決算でございます。

続きまして、決算書42ページ、43ページでございます。

こちら保健事業費の健康保持増進事業費の中の報酬、職員手当でございます。

こちらに主任保健指導専門員の報酬、同じく期末手当、これらが2名分、合わせて7名分の人件費でございます。

○議長（佐々木一義君） 1番、城内議員。

○1番（城内仲悦君） ありがとうございます。

そこで、会計の職員が3年で採用を繰り返すということでありましたが、国がね、それをとっばらったんですよね。県もとっばらって、3年ごとに首を切るんじゃなくて、引き続きできるような話しているんだということが言われているんです。市町村段階においては、

市町村が判断しなさいとなるんですけれども、各市町村、そういう方向も出始めたようですが、当広域連合としても、3年で会計年度任用職員を切って、また採用をするのは問題だなというふうに思っています。そういった意味では、まだまだ改善する点がありますけども、人が働く意欲を失うようなやり方でなくて、未来に繋がるような採用の仕方、働き方に繋がっていくような、少し気がいたしますが、3年ではなくて次に繋がる採用していただきたいなと思いますが、お聞かせください。

○議長（佐々木一義君） 鎌田次長。

○次長兼総務課長兼会計管理者（鎌田伸二君） 会計年度任用職員でございますので、あくまで一会計年度の下での任用ではございますが、1度採用になって2回までは、それまでの勤務状況などに応じて、公募などによらずに、再度任用することができますので、合計3年までは同じ方が任用できるということとしてございます。

さらに当広域連合の場合は、3年たった後の再度公募の場合でも、同じ方が公募に応じていただければ、その公募になったほかの方たちの中で、その方が会計年度にふさわしいという判断をすれば、3年以降も同じ方が任用できるというような形にしてございます。

○1番（城内仲悦君） 議長、ちょっといいですか、関連

○議長（佐々木一義君） 関連ということで。

城内議員。

○1番（城内仲悦君） 国が出した制度についてね、どこに出しているかなんですよ。岩手県がやっていることについて、うちはこうだという説明は分かりますが、国は3年ごとに変えていくというじゃなくて、そんな人もいるんだという報告を出しましたでしょう。その情報入っていると思いますけれども、その認識を含めながらお聞かせください。

○議長（佐々木一義君） 鎌田次長。

○次長兼総務課長兼会計管理者（鎌田伸二君） それは国のほうで出しているQ&Aとかでそういう中身があるかと思うんですが、その情報はこちらでも入っています。それを受けまして、先ほど言ったように、同じ方が3年たって、もう一度公募することを妨げないという形で任用も可能ということにしてございます。

○議長（佐々木一義君） ほかに。

中村勝明議員。

○33番（中村勝明君） 私も会計年度任用職員の質問をしようと思って家で勉強をしてきたんですが、決算書を見ますと、去年の報酬の額と、今年の5年度の決算、報酬がダウンして

いるんですね。私は普通であれば、手当が新たに支給になったとしても、報酬そのものはダウンしないだろうというふうに思っていたんですよ。ダウンした理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐々木一義君） 答弁。

鎌田次長。

○次長兼総務課長兼会計管理者（鎌田伸二君） 4年度決算との比較でございますが、5年度から期末手当が支給されることとなっております。

5年度決算で報酬と期末手当を合わせた金額が、例えば、主任行政専門員ですと310万円ほどになってございます。4年度はその期末手当がございませんので、報酬だけということになってございますので、それを合わせますと4年度よりも報酬と期末手当を合わせた金額は上昇しているという状況でございます。

○議長（佐々木一義君） 中村議員。

○33番（中村勝明君） 基本的に、私はそういう考え方がおかしいという意識なんですよ。

報酬と期末手当を含めた職員手当は違うじゃないですか。改めたらどうでしょうか。

○議長（佐々木一義君） 当局、答弁。

鎌田次長。

○次長兼総務課長兼会計管理者（鎌田伸二君） 会計年度任用職員の報酬等につきましては、県あるいは盛岡市における給料の状況を踏まえて、当広域連合の報酬の額を決定してございます。今年度につきましても県の人事委員会勧告が出されてございますので、それを受けて、県、盛岡市のほうで給与の改定を行うと考えておりますので、それを踏まえた上で、当広域連合におきましても報酬等の見直しをしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（佐々木一義君） 25番、下館議員。

○25番（下館岩吉君） 質問させていただきますけれども、先ほど城内議員さんの発言がうやむやにならないようにと思って、再度質問いたします。

要するに、国は、民間が定年延長を促して、最近70歳までとかという話もあつたりするような時代に、それに準ずるわけではなくて、55歳ぐらいまでは働きなさいというふうな状況が何年か続いて、最近になって書き換えしないで、あるいは見直しをしないで5年間勤めるというような話もどこかでちらっと聞いて、それで今、民間に少しずつ倣っていかうかなというふうに思っておりました。

それが今、城内議員さんの質問で、3年ごとの見直しをするというのを岩手県はまだ続け

るといふことに、私はちょっと国の方針がやっぱりほかの民間に準じたものにしていくべきといふふうなことになっているのに、岩手県はそれに倣わないんだといふふうな思いで聞いておりました。

そういったことで、岩手は遅れているという感覚でなく、やっぱり国でもそういうふうな話が出たならば、そういった各地方自治体にあたるとは思いますけれども、岩手県だってそうすべきではないでしょうか。そんな感じで思っておりますので、改めてお答えいただきます。

○議長（佐々木一義君） 鎌田次長。

○次長兼総務課長兼会計管理者（鎌田伸二君） 会計年度任用職員につきましては、会計年度ごとの任用ということが前提となっております。

先ほど申し上げたとおりに、その方が希望すれば、再度の公募に応じていただいて、その方も任用できるというような状況になってございますが、いずれその職にふさわしい職員かどうかというものは、公募により判断する必要があるものといふふうに考えてございますので、その取扱いにつきましては、県あるいは盛岡市等との取扱いも勘案しながら、当広域連合の取扱いについては決定をしていきたいといふふうに考えてございます。

○議長（佐々木一義君） 下館議員。

○25番（下館岩吉君） いろんな思いがあるだろうと思います。そういう解釈の仕方でいいのかなと改めて感じました。やっぱり私は城内議員さんあまり意思の疎通がない方の人間ですけど、今の答弁に対しては、ちょっと疑問と言いますか、盛岡市どうのこうの、そういった問題じゃなく、やっぱり国に準ずるような対応をしていくべきと私は申し上げているので、その部分に関してもう一度お願いします。

○議長（佐々木一義君） 当局、鎌田次長。

○次長兼総務課長兼会計管理者（鎌田伸二君） 会計年度任用職員につきましては、その職務の必要性に応じて、その会計年度ごとに任用をしているものでございます。継続的にその方をずっと任用ということ自体は、制度的には想定はしていないといふふうに考えてございますので、先ほど答弁したような内容で今後も対応していきたいと考えております。

〔発言する声あり〕

○議長（佐々木一義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「関連」の声あり〕

○議長（佐々木一義君） 2回を超えていますけれども。

[発言する声あり]

○議長（佐々木一義君） 意見ということで後でまた。

[発言する声あり]

○議長（佐々木一義君） では、このまま進めますのでよろしくお願いします。

そのほか、質疑はありませんか。

[発言する声あり]

○議長（佐々木一義君） では、中村議員。

○33番（中村勝明君） 本当は城内さんにやってもらいたいと思っていましたが、議長が必要でないという判断でしたので、この場は我慢したいと思います。

39ページ、制度周知広報業務委託料の251万円が計上なっておりますが、確認ですが、これはマイナ保険証の周知徹底のための予算措置でしょうか。

○議長（佐々木一義君） 金田業務課長。

○業務課長（金田 仁君） 制度周知広報業務委託料につきましては、今のタイミングですと、マイナ保険証のことに係る部分も記載がございますが、一般に制度の周知、新しく75歳になった方などにも、この制度をお分かりいただけるようにということで行っている事業でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木一義君） 中村議員。

○33番（中村勝明君） 私は、伊藤事務局長の研修をお聞きいたしまして、この方、すばらしい報告だったなというふうに思っているんですが、マイナ保険証については、ここに記載されているとおり、何となく伊藤事務局長の説明が、仕方がない面があると思うんですが、12月2日に廃止に、現行の健康保険証が廃止になって、聞いておりますと、ここに書いてある説明もそうなんですが、何ら問題もないという説明等を受けました。

私は、田野畑におりまして、えらい混乱しているし、国民、身障者等々、生活困窮世帯、お年寄り、マイナ保険証を持っていない方はもう病院にかかれなくて、すぐ死んでしまうのかなという人もあるんです。実は大混乱をきたしているんですよ。末端の市町村の担当でない限り、やむを得ない部分があるかもしれませんが、これはもう、宮古市長、管理者にもぜひ心にとどめていただきたいわけですが、何で免許証のほうは併用をして、任意であるマイナカード、任意なんです、廃止するなんて義務ではないですか。任意も何も強制ですよ。それをいかにも何ら問題もないというふうな説明で、やむを得ないというだけでは済まされな

いというふうに思っている。

そこで聞きたいことは、実は鎌田さん、佐藤さん、田野畑で説明をやんねばなんないという説明に来ていただいたんですが、岩手県をはじめ、このマイナ保険証についての市町村議決、県議会も可決になりました、存続を求める意見書が。県内はどんな状況になっているんでしょうか。お答えをいただきたいと思います。

○議長（佐々木一義君） 鎌田次長。

○次長兼総務課長兼会計管理者（鎌田伸二君） 健康保険証の存続などを求める請願の状況について県内市町村議会が公表している資料により確認したところ、県内12の市町村議会において請願が採択されている状況のようでございます。

また、県議会におきましては、令和5年6月定例会で健康保険証廃止の中止を求める請願が採択され、国に対して意見書を提出しているようでございます。

○議長（佐々木一義君） 中村議員。

○33番（中村勝明君） そうすると、県議会と市町村議会、合計13自治体で可決になって、これは大きいと思うんですよ。

しかも、石破総理、総裁選挙で併用すべきだと総裁選挙で訴えて、林官房長官も同じ考えです。それが総理になったならば、お忘れたんだが何なんだか何にもしゃべらなくなりました。

一番偉くなったら、やらなくなっただがっかりしているんですが、でもまあ、国会でも保険証ではなくて、議案が、存続の議案が国会に提出されて、私は大した期待しているんですが、これ誰に答弁求めたらいいだろうか、山本市長も国会議員ではないですので、求めるのも大変なんですけど、何とか広域議会として併用。廃止は強制ですよ、どう考えても理屈に合わないじゃないですか。

ですから、現行の健康保険証を併用すべきというふうに管理者たる山本市長、当局にはどなたか答弁、立派な答弁ができませんか、お答え願います。

○議長（佐々木一義君） 山本広域連合長。

○広域連合長（山本正徳君） このことに関しましては、法律の改正は国会で決定し、施行日の政令は閣議決定したわけでありましたが、これからの時代に、デジタルの時代に、やはりそういうようなシステムにしていくというのは、私は必要だというふうに思っています。

[発言する声あり]

○広域連合長（山本正徳君） 黙ってまず聞いてくださいよ、人の意見を。駄目ですよ、人が

言っているときにぐちゃぐちゃ言うのは。いいですか。

まずは、必要性があるというふうには思っています。それが、今マイナンバーカードも強制でやっているわけじゃないので、ですので、マイナンバーカードの中にマイナ保険証を入れる、このことは、これからの時代の中で私は必要なことだというふうに思います。

ただし、やはりそれだけでは、なかなかまだマイナンバーカードを持っていない人もいる、ひもづけもしていない人がいる。だから資格確認書を出すんですよ。資格確認書を持っていれば保険証と同じですから、資格確認書を持って行って医療機関にかかればいいんです。それは両方認めることに私はなるというふうに思います。

今持っている保険証は有効期限までは使えるんです。ですから、その間にどういう形がいいのか自分でやっぱり判断していくべきではないかなというふうに思っていますので、マイナ保険証を進めること自体は、私は間違ったことではないというふうに思います。

両方使えばいいんだというのであれば、それを認めていることになるんですよ。ですから、もしマイナ保険証が使えないというのであれば、資格確認書が全員に渡りますから、その資格確認書を持って医療機関に行けばいいんです。

ですので、私は決して間違ったことではないというふうに、これからデジタルの時代ですから、そして、そのカードの中に様々な医療データが入っています。そうすると、同じ検査を何回もしたりですね、あるいは投薬がダブったり、そういうことがないようにできるわけです。ですから、段々に時代は変わって、そういうふうな時代になってきているんですよ。

ですから、私はマイナンバーカードを進めることは、私は必要なことだというふうに思っていますし、それができない人に対しては、しっかり国が、厚労省がしっかりその資格証明書を漏れがないようにしっかりやっていただいて、そして対応すればいいだろうというふうに思います。

以上です。

○1番（城内仲悦君） はい、議長。

○議長（佐々木一義君） 2回終わっています。

○1番（城内仲悦君） 議案が違うんでしょうよ、1号と2号と。違うでしょう。

○議長（佐々木一義君） 1号ですよ。

○1番（城内仲悦君） 1号なの、なんで一緒にやるの。

○議長（佐々木一義君） これをもって質疑を終わりますけれども、意見に入ります。

意見はありませんか。

意見。

〔「議長、議事進行に異議あり」の声あり〕

○議長（佐々木一義君） 佐藤議員。

○15番（佐藤澄子君） ただいま行っている認定の質疑に対しては、1号と2号です。質疑と質問は違います。

今まで皆さんが聞いているのは質問です。質問は、一般質問がきちんと事前に出されるように、事務局のほうから指定されています。質疑は、今のようなことではありません。出されている提案内容について、一つ一つ疑問があることや確認したいことを簡潔に質問をして行うものです。今まで行っているのは、国のこと、それから全体のことについては要望やご自分の意見等だと思います。それに対しては質問という枠の中で行うものです。議会のルールを守って進行をお願いしたいですし、議長に対しても、質問の内容に関しては受け付けないでほしいです。

きちんと質疑という枠の中で進行を進めてくださるようお願いいたします。

○議長（佐々木一義君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

認定第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木一義君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号の特別会計歳入歳出決算に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

これをもって質疑を終わります。

〔発言する声あり〕

○議長（佐々木一義君） これより採決に入ります。

認定第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木一義君） 起立多数であります。

認定第2号は原案のとおり認定されました。

◎議案第 8 号の上程、説明、質疑、意見、採決

○議長（佐々木一義君） 日程第 8、議案第 8 号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○議長（佐々木一義君） 伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤 亨君） 議案書の 4 ページをお開き願います。

議案第 8 号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」であります。高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、被保険者証の新規発行が終了となることに伴い、被保険者証の返還に係る罰則の規定を改めるとともに、急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料について、徴収猶予の期間の特例を定めるため、所要の規定の整備をしようとするものであります。

以上、議案第 8 号につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木一義君） それでは、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木一義君） これをもって質疑を終わります。

これより意見に入ります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木一義君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第 8 号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木一義君） 起立全員であります。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、意見、採決

○議長（佐々木一義君） 日程第9、議案第9号「東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤 亨君） 議案書の6ページをお開き願います。

議案第9号「東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」であります。東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、避難指示等の対象地域に住所を有していたことにより、避難した被保険者に係る令和6年度相当分以降の後期高齢者医療保険料の減免の対象とするため、当該一部改正条例を制定する必要性が生じたことから、令和6年7月9日に専決処分を行ったものであります。

以上、議案第9号についてご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木一義君） これより質疑を行います。

質疑の際には、最初に質問する項目をお知らせいただきますようお願い申し上げます。

それでは、質疑はありませんか。

25番、下館議員。

○25番（下館岩吉君） 議案第9号に関して、現在岩手県内にこれに当たる被災者といえますか、その人数は何人かお知らせください。

○議長（佐々木一義君） 金田業務課長。

○業務課長（金田 仁君） お答えいたします。

令和6年度は9名の方が対象になってございます。

昨年度までは11名ということでしたが、このうち2名の方が解除になってからの年数が経過したということで、今年9名ということになってございます。

以上でございます。

○議長（佐々木一義君） 1番、城内議員。

○1番（城内仲悦君） ただいま9名ということが判明しましたが、これ毎年度、専決という形で毎年度更新するという形のことなんでしょうか。毎年度必要なんでしょうか。

○議長（佐々木一義君） 金田業務課長。

○業務課長（金田 仁君） お答えいたします。

これはそのとおり期限が来るまでは減免の対象になるというようなことでございます。

この令和14年の方が、一番最後に減免が終了するということでございます。

○議長（佐々木一義君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木一義君） これをもって質疑を終わります。

これより意見に入ります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木一義君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木一義君） 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり承認されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、意見、採決

○議長（佐々木一義君） 日程第10、議案第10号「岩手県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部改定について」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤 亨君） 議案書の8ページをお開き願います。

議案第10号「岩手県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部改定について」であります。被保険者証の新規発行の終了に伴い、岩手県後期高齢者医療広域連合規約を変更し

たことから、第4次広域計画を定めている広域連合及び市町村が行う事務の内容を変更するほか、所要の整備を行おうとするものであります。

以上、議案第10号につきましてご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木一義君） これより質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑の際は、最初に質問する項目数をお知らせください。

質疑はありませんか。

1番、城内議員。

○1番（城内仲悦君） 議案の送付の仕方、非常に難しいですね、今言った8号の議案があってさらに別に、別冊なっておりますが、もう少し合理的な形で議案を配布してほしいなとお願いしたいと思います。

そこで、17ページです。

これ保険料の賦課限度額が令和6年度では66万から80万に引き上げるというような形になっております。やはり公的資金を使わないと保険料に跳ね返ってくる、後期高齢者医療制度だけでなく、介護保険でもそうなんですけれども、毎年こういった形で負担が増えていく形ですが、これは上げなければやっていけないということなのか、決算見ても35億、決算剰余金を出しているわけなんですけれども、そういった中で、保険料の引上げがどうしても必要なのかどうかお知らせください。

○議長（佐々木一義君） 金田業務課長。

○業務課長（金田 仁君） お答えいたします。

やはり35億の繰越金があるわけですが、これは翌年度の精算分が含まれておりますので、実質残るのはもっと少ないというところがございますけれども、確かに、限度額を上げるということで、所得の高い方につきましては、やはりそれに見合ったというか、負担をお願いしたいということで、低所得者の方につきましては、軽減が引き続き続くというようなところの配慮もございますので、何分この部分につきましては、ご理解を頂戴したいなと思っております。

以上でございます。

○議長（佐々木一義君） 城内議員。

○1番（城内仲悦君） 同じ17ページですが、マイナンバーカードと保険証の一体化というこ

とで促進しようとしてる。先ほど、山本管理者からカードを使っていくことが大事なんだという。私もそう思います。問題は拙速なんですよ、やり方が。問題が起きているのにも拙速にやろうということに問題があると。私は時間かけてちゃんとやればいいし、もう一つは、やっぱりデータが全部流れていくという心配があるというところがあるわけでございますので、そういったことで私はこのマイナンバーカードの進め方、非常に問題があるなと思います。

立憲民主党は、保険証の延期を求める法案を国会に提出したようでありますけれども、国的には、まだまだ問題があって、拙速にはいけないと思いますので、納得がいくような進め方が必要なんだろうなと思いますので、そういった点での進め方をぜひ考えていただきたいのですが、この赤ペンで書いたような方向でしかいかないのか、お聞かせください。

○議長（佐々木一義君） 伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤 亨君） ただいまのご指摘でございますけれども、まず我々の広報も、まだ十分でないところがございまして、皆さん、不安に思っいらっしゃる方も確かにございます。

それでマイナンバーカードと健康保険証の一体化につきましては、いずれマイナンバーカードは強制ではないというところを十分踏まえた上で、マイナ保険証を取得していない方につきましても、医療機関受診の際に支障がないように対策を講じてまいりたいと思います。

マイナ保険証の導入につきましては、先ほど連合長のほうからも話ございましたが、医師や薬剤師が過去の診療情報の確認などができるという点や、限度額認定証の情報も一元化できるということで、メリットもございます。

ただ、お持ちになっている方につきましては、暫定的ではありますけれども、後期高齢者につきましては、来年7月までは資格確認書の交付を行うなどしまして、被保険者の医療機関を受診する際に支障が生じないように、今後ともいずれ法令に基づきまして、医療制度の適切な運営に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上です。

○議長（佐々木一義君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木一義君） これより意見に入ります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木一義君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木一義君） 起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号及び議案第12号の一括上程、説明、質疑、意見、採決

○議長（佐々木一義君） 日程第11、議案第11号「令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び日程第12、議案第12号「令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を一括議題といたします。

当局から提案の説明を求めます。

伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤 亨君） 議案書の9ページをお開き願います。

議案第11号「令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ792万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,583万1,000円とするものであります。

議案書10ページ、11ページをお開き願います。

別表、歳入歳出予算補正の補正額の欄等をご覧ください。

また、別冊の令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合補正予算に関する説明書、令和6年11月の1ページからの一般会計補正予算（第1号）に関する説明書をご覧くださいと存じます。

令和5年度決算において剰余金が確定したことから、財政調整基金への積立金の増額を行うため、所要額の補正を行うものであります。

次に、議案書の13ページをお開き願います。

議案第12号「令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25億2,602万

円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,704億1,395万円とするものであります。

議案書14ページ、15ページをお開き願います。

別表、歳入歳出予算補正の補正額の欄等をご覧願います。

また、別冊の説明書の11ページからの後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に関する説明書をご覧いただきたいと存じます。

令和5年度決算における剰余金及び令和5年度の療養給付費負担金等に係る国・県及び17市町村への返還金が生じたため、所要額の補正を行うものであります。

以上、議案第11号及び議案第12号につきましてご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木一義君） これより審議を行います。

初めに、議案第11号「令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」に対する審議に入ります。

質疑の際には、最初に質問する項目数をお知らせくださるとともに、質問項目ごとに資料等の該当ページをお知らせいただきますようお願い申し上げます。

質疑はありませんか。

1番、城内議員。

○1番（城内仲悦君） 9ページです。財政調整積立金が790万ありますが、決算によって出てきたわけでありましたが、現在高を教えてください。

○議長（佐々木一義君） 鎌田次長。

○次長兼総務課長兼会計管理者（鎌田伸二君） 財政調整基金の現在高でございますが、令和5年度末現在で2,752万6,869円でございます。

○議長（佐々木一義君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木一義君） これをもって質疑を終わります。

これより意見に入ります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木一義君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木一義君） 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号「令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）」に対する審議に入ります。

質疑はありませんか。

○議長（佐々木一義君） 1番、城内議員。

○1番（城内仲悦君） 特別会計の基金残高をお知らせいただきたいのですが、639万7000円の積み立てですが、残高をお知らせください。

○議長（佐々木一義君） 鎌田次長。

○次長兼総務課長兼会計管理者（鎌田伸二君） 医療財政調整基金の残高でございます。

令和5年度末の残高が42億7,005万5,739円でございます。

○議長（佐々木一義君） 1番、城内議員。

○1番（城内仲悦君） この42億7,000万円の財調があるということですが、この財調の積立ての目的、目標値はどの辺に置いているのでしょうか。

○議長（佐々木一義君） 鎌田次長。

○次長兼総務課長兼会計管理者（鎌田伸二君） 特別会計の財政調整基金につきましては、各年度の剰余金、それが翌年度、国・県・市からの療養給付費の交付金等の精算がございます。いっぱいもらっていたものを返さなきゃならないというものがございます。そういうものを差し引いて残りを財政調整基金に積み立てているというものでございます。基金の目標額は特に定めてございません。

この基金につきましては、各年度ごとの収支が、例えば保険料が想定よりも少なかった場合ですとか、医療費が想定よりも多かった場合に財政調整基金を取り崩して財政運営を行っておりますし、また、保険料の改定の際に、保険料率の上昇を抑制するという目的で基金を活用しているという状況でございます。

○議長（佐々木一義君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木一義君） これをもって質疑を終わります。

これより意見に入ります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木一義君） これより採決に入ります。

議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木一義君） 起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木一義君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって今期定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時14分

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 佐々木 一 義

署名議員 下 館 岩 吉

署名議員 土 川 昭 悦